

福島県内で求職者を雇用した事業主に 雇入れに係る費用を支給します

※支給には審査があります。

雇入費

1人あたり **50万円** ～ **225万円**

1事業所 **2,000万円** まで

住宅支援費

経費の **3/4** 相当額

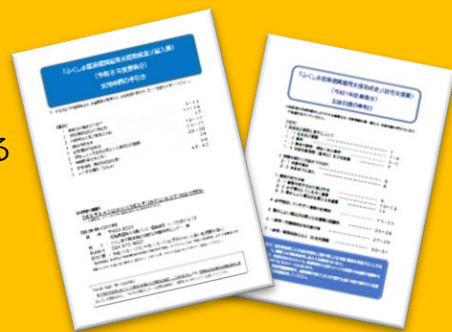
1事業所 **720万円** まで

申請期間 令和8年8月3日～令和8年12月11日
(当日消印有効)

【対象となる事業所】

- ☑ 県内の中小企業（被災15市町村は大企業も可）※1
- ☑ 県指定の産業政策（補助金又は融資等）を受けて設備投資している
- ☑ 無期雇用又は1年以上の有期雇用（更新可能）の労働者を雇用
- ☞ 詳しくは『申請の手引き』をご確認ください。

※1 被災15市町村とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村です。



ふくしま産業復興雇用支援助成金

検索 🔍

詳しい要件や申請の手順は『支給要綱』及び『申請の手引き』
を県ホームページからダウンロードの上、ご確認ください。

HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/joseikin2601.html>



福島応援！「ペコ太郎」



要件該当確認フローチャート

雇入費

START

- ①福島県内の中小企業又は中小企業に準ずる事業所である
(被災 15 市町村内は大企業も可)
- ②H23.3.11 以降に県指定の産業政策 (補助金又は融資等) を受け
その資金で設備投資している
- ③②を実施した事業所で R7.12.13 以降に労働者を雇入れた

「設備投資」の内容は
書類審査により対象
可否を判断します

YES ①~③すべて

過去に本助成金を受給したことがない

NO

R6 年度または R7 年度に支給決定を受けている

YES

特例①2 年ルール

R6 年度又は R7 年度に支給決定を受けた
対象労働者の中で、最も早い雇入れ日から
2 年以内に労働者を雇入れている

特例①2 年ルール
具体例など詳細は
手引き P5 参照

NO

YES

特例②復活ルール

過去に本助成金を受給した際の
①助成対象事業所の住所が同一
②同一の産業政策を再度実施している
③支給対象期間が終了している

特例②復活ルール
具体例など詳細は
手引き P6 参照

NO

YES

- 労働者の要件
- ①期間の定めのない雇用又は 1 年以上の有期雇用 (更新可能)
である
 - ②雇用保険に加入している (週所定労働時間 20 時間以上)
 - ③雇入れに際し、労働関係法令を遵守している
 - ④労働者は雇入れの前日が失業状態にあった求職者である

NO

YES ①~④すべて

労働者は H23.3.11 時点で福島県に居住又は在勤していた
※当時、大学等に通学するために福島県以外に居住していた場合：その扶養者
が福島県に居住していた。

NO

YES



ベコ太郎

住宅支援費

START

- ①福島県内の中小企業又は中小企業に準ずる事業所である
(被災 15 市町村内は大企業も可)
- ②H23.3.11 以降に県指定の産業政策 (補助金又は融資等) を受け
その資金で設備投資している
- ③②を実施した事業所で R7.12.13 以降に労働者を雇入れた

YES ①~③すべて

過去に本助成金を受給したことがない

NO

R6 年度または R7 年度に支給決定を受けている

YES

特例①2 年ルール

R6 年度又は R7 年度に支給決定を受けた
対象労働者の中で、最も早い雇入れ日から
2 年以内に労働者を雇入れている

NO

YES

特例②復活ルール

過去に本助成金を受給した際の
①助成対象事業所の住所が同一
②同一の産業政策を再度実施している
③支給対象期間が終了している

NO

YES

申請する受給要件労働者は、期間の定めのない雇用又は1年以上の
有期雇用 (更新可能) で、雇用保険に加入している。

NO

YES

雇入れに先立って、
住宅支援の導入・拡充もしくは住宅の新規・追加借上げを行った。

NO

YES

受給要件労働者は、雇入れ日において、
借上げ住宅に居住している又は住宅手当の支給対象となっており、
その取組による支援を受けている。

NO

YES

申請不可

申請できる可能性ありますので、支給要綱・申請の手引きにて詳細ご確認ください

※このフローチャートは申請要件の全てを網羅している訳ではありません。
支給要綱及び申請の手引きをご確認の上、申請をお願いします。

お問い合わせ先	(雇入費) ふくしま産業復興雇用支援事業事務センター (住宅支援費) 福島県雇用労政課 助成金担当	TEL 024-573-9821 TEL 024-521-7290
---------	--	--------------------------------------

※当助成金の支給決定は、申請書類に基づき所定の審査基準に従って総合的に判断されます。公正・中立性の観点から、申請前の個別案件について支給決定の可否をお伝えすることはできません。あらかじめご了承ください。